

◎議 事 日 程（第5号）

平成24年6月22日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 発議第1号 愛西市議会議員政治倫理条例の制定について
- 日程第3 議案第31号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第33号 愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第34号 愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第35号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第8 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第37号 海部地区急病診療所組合規約の変更について
- 日程第10 議案第38号 平成24年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 陳情第3号 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情について
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（23名）

1番	大野 則 男 君	2番	島 田 浩 君
3番	吉 川 三津子 君	4番	大 島 一 郎 君
5番	下 村 一 郎 君	7番	石 崎 たか子 君
8番	竹 村 仁 司 君	9番	鷺 野 聰 明 君
10番	堀 田 清 君	11番	鬼 頭 勝 治 君
12番	岩 間 泰 彦 君	13番	真 野 和 久 君
14番	加 藤 敏 彦 君	15番	日 永 貴 章 君
16番	榎 本 雅 夫 君	17番	加 賀 博 君
18番	大 島 功 君	19番	大 宮 吉 満 君
20番	八 木 一 君	21番	山 岡 幹 雄 君
22番	前 田 芙美子 君	23番	近 藤 健 一 君
24番	中 村 文 子 君		

◎欠席議員（なし）

◎欠 番（１名）

◎地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	水 谷 洋 治 君
総 務 部 長	石 原 光 君	企 画 部 長	山 田 喜 久 男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君	教 育 部 長	水 谷 勇 君
市 民 生 活 部 長	五 島 直 和 君	上 下 水 道 部 長	加 賀 裕 君
消 防 長	横 井 勤 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
経 済 建 設 部 次 長 兼 経 済 課 長	飯 谷 幸 良 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	服 部 秀 三	議 事 課 長	佐 藤 敏 彦
書 記	山 田 宗 一		

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（大宮吉満君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として発議第1号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

ただいま、議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（中村文子君）

それでは、総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、6月15日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、陳情第3号：最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情につきましては、反対討論として、陳情の趣旨に関しては国・県並びに自治体が抱える住民の豊かな生活を守るための諸問題として理解しているが、要望などが非常に多岐にわたり、すべての陳情内容についてまとめて決することが困難と考えますので、この陳情には反対いたしますという御意見がありました。

賛成討論としましては、働く者の権利を守り、生活の向上を実現するには時給1,000円以上、月額16万円以上が必要であり、働く人が安く使われていては内需が拡大しない。内需を拡大することが必要であり、そのためには賃金の底上げをしなければならない。本陳情は多岐にわたるが、この中の少しでも意見書を提出していただきたい。住民が平和で安心して暮らしていく

ためには必要な要望であり、この陳情に賛成しますという御意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上で総務委員会の報告を終わります。

**○議長（加賀 博君）**

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

**○文教福祉委員長（榎本雅夫君）**

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、6月18日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第31号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正につきましては、外国人登録者のすべてが今回の対象になるのかとの質問に対し、外国人登録の中でも中・長期の在住者が対象であり、短期滞在者または3カ月未満の方は除外となるという答弁があり、対象外となった方は同じような行政サービスは受けられないのかとの質問に対し、住民票から除外されるので、住民票に基づく行政サービスは受けられないとの答弁でした。委員から反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第32号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国保運営協議会の中で県の指導があったとあるが、具体的な指導内容はどの質問に対し、地方税法施行令の限度額が定められているが、これに基づいて限度額を定めるよう指導があったという答弁があり、国民健康保険の財政状況及び収納率はどの質問に対し、税収は平成22年度調定額で約16億2,971万円、平成23年度調定額で約18億5,961万円となり、約2億2,990万円の増額となりました。収納率は平成22年度が93.30%、平成23年度が93.42%という答弁でした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第33号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、議案第34号：愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第35号：愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第36号：海部地区環境事務組合規約の変更について、議案第37号：海部地区急病診療所組合規約の変更につきましては、質疑もなく、採決の結果、5議案とも全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第38号：平成24年度愛西市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、夢を育むあいち・モノづくり事業の内容はどの質問に対し、モノづくりの達人を招き、体験授業を行うことによって働くことの基盤づくりをするものだという答弁があり、指定校を受ける基本的な考え方はどの質問に対し、与えられた条件と実情に合った学校を指定しているとの答弁でした。

採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決

されました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

○経済建設委員長（近藤健一君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、6月19日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第38号：平成24年度愛西市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、野菜集団産地整備事業の要件とこれまでの実績とはどの質問に対し、国の強い農業づくり交付金による事業で、今回海部農協が主体となって行う事業である。今回が初めての事業で、ミニトマト以外でも要件が合えば可能であるという答弁でした。選果機の導入目的はどの質問に対し、選果や荷づくりなど労働力の低減を図り、品質標準化や袋詰め・パック詰めを行い、農家の所得規模を拡大し増収を図るという答弁でした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

また、議案審査の終了後、去る5月26日に竣工式を終えました孫宝排水土地改良区の新孫宝排水機場を委員会として視察しましたので、御報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・発議第1号：愛西市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（大宮吉満君）

発議第1号：愛西市議会議員政治倫理条例の制定について、内容説明を申し上げます。

愛西市議会議員政治倫理条例の制定を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出す

るものであります。

本日の提出、議会運営委員長名であります。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは愛西市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めるため、条例の制定の必要があるからであります。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市条例第21号：愛西市議会議員政治倫理条例ということで内容を説明させていただきます。

第1条は、目的の規定でございます。選挙により市政を負託された市議会議員が高い政治倫理を確立し、市民の方々から信頼される真に開かれた議会として市政発展に努めていくことをこの条例の目的としています。

第2条は、議員の責務について規定しています。市民全体の代表者として要請される基本姿勢など、議会を構成する一員として求められる資質などの観点から、市議会議員という公職者に求められる基本的な責務について明示しようとするものであります。

第3条は、市民の責務について規定しています。市民と議員の信頼関係確立のためには、議員みずからが公職者としての責務を果たすとともに、議員を選出した市民もまた議員との関係から生じ得る役割について認識することが望ましいことから、そのための基本事項について規定しています。

第4条は、政治倫理基準についてでございます。市議会議員として、市民から疑惑を受けることのないよう基本的な倫理基準を設けています。条文にも記載しているとおり、議員の活動にはさまざまな法律により寄附の禁止等が定められており、そうした法令等を遵守するとともに、市議会議員としての権限や地位を利用した不正な影響力の行使をしないよう規定しています。

第5条は、請負等に関する制限についての規定でございます。地方自治法第92条の規定により、議員は市と請負契約等をする法人の取締役等になれないことを規定しています。

第6条は、指定管理者の指定の制限についての規定でございます。

第7条は、審査の請求について規定しています。市議会議員が政治倫理基準に違反する行為をした場合、その審査を請求できることを規定しています。

第8条は、審査会の設置等についての規定でございます。政治倫理に関する調査請求があった場合、愛西市議会政治倫理審査会を設置することを規定しています。

第9条は、当該議員の義務と権利についての規定でございます。審査会の実質的な審査を担保するため、当該議員の義務を規定するとともに、陳述等の権利を付与することを規定しています。

第10条は、審査結果の報告及び通知についての規定でございます。政治倫理審査会の審査報告を議長に報告するとともに、審査請求代表者及び当該議員に通知することを規定しています。

第11条は、審査結果の措置についての規定でございます。政治倫理審査会の審査結果は尊重されることと、違反した議員に対する議会としての措置を規定しています。

第12条は、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めるということで、審査請求

の方法や請求書の様式、政治倫理審査会の運営などを議会規則として別に定めることを規定しています。

参考資料として規則を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するということであります。

以上で説明を終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

発議第1号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、発議第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第1号について討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第31号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

日程第3・議案第31号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

議案第31号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について反対の討論を行います。

日本共産党は、国会におきまして住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、住民基本台帳制度の対象となる外国人、在留カードの交付対象者ですが、これは中・長期在留者として、短期の在留者が行政サービスなどから排除される危険があるとして反対いたしました。

愛西市の条例案においても、このような危険があるため、議案第31号には反対をいたします。以上。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第32号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第32号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

議案第32号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について賛成の討論を行います。

国民健康保険の財政悪化と国保税の高騰を招いている元凶は国の予算削減です。1984年、当時の自民党政府は、医療費の45%とされていた国保への定率国保負担を38.5%に引き下げる改悪を強行し、その国保の事務費や保険料軽減措置などへの国保負担を縮小、廃止してきました。

その結果、国保の総会計に占める国保支出の割合は、1984年度の50%から2008年度の24.1%と半減しております。

これについて、全国知事会、全国市長会など地方六団体は、国保負担の増額を求める決議を採択しております。愛西市において、昨年、国保税を平均で22%、1世帯で3万5,500円の値上げを行いました。日本共産党は、個人所得が減っているときに大幅な値上げは住民生活に大きな打撃になるとして反対いたしました。今回の国保税条例の一部改正は、最高限度額を引き上げるもので、累進課税による改正であります。国保税は所得割だけでなく資産割もあり、2人世帯で240万の所得でも最高限度額になる場合があると説明がありました。

資産割については今後税率を引き下げを求めて、議案第32号については賛成いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

議案第32号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。

今回の改正は地方税法の一部改正によるものであり、改正内容は限度額のみで税率は据え置きですが、国民健康保険加入世帯1万44世帯のうち2.2%、225世帯が影響を受け、約800万円の歳入増となるとのことであります。

こうした値上げは、昨年度、大きな保険税値上げをしたばかりであり、かつ消費税値上げも国会で審議されている中、市民の厳しい生活状況を考えると歓迎すべきものではありませんが、今回の改正は高額所得世帯への影響であり、地方税法の改正によるものであることから賛成をいたします。

なお、委員会でも説明がありましたが、昨年度、大幅な値上げをしたにもかかわらず3億円の赤字が見込まれているとのことであります。このままでは、低所得者の方々は保険税を支払うのに精いっぱい、病気になったときに我慢せざるを得ないような状況になるのではないのでしょうか。今年度は歳出削減のために、重複診療をなくすための施策や特定健康診査の推進に努められるということでありましたが、市民の方々に国民健康保険の財政状況なども積極的にお知らせし、協力を求めていくことが大切だと考えておりますので、ここで努力をお願いしたいと思います。

以上、意見を述べさせていただきます賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第33号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第33号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第34号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第34号：愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第35号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第35号：愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第36号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第36号：海部地区環境事務組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第37号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第37号：海部地区急病診療所組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第38号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第38号：平成24年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・陳情第3号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・陳情第3号：最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

下村議員、発言通告を出すことになっておりますので、必ず出していただくように。今回は特例で認めます。

5番・下村一郎議員。

○5番（下村一郎君）

この陳情についての賛成討論を行います。

この陳情をよく読みますと、愛西市民にとっても、愛西市政に関しても、また働く愛西市の市役所の労働者にとっても、前向きでよい項目がたくさん見受けられます。委員会の反対討論の中でも、理解できる項目もあると述べられておりましたけれども、問題点はたくさんの項目が一つの陳情に盛り込まれているという点でございます。委員会でも申し上げましたが、旧佐屋町議会では、陳情項目の中で賛成できる項目の1点とか2点の意見書を出して、陳情者の意思に添う努力をしておりました。愛西市議会でもそのようにしていただくことが大事だという点を申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（加賀 博君）

ほかに賛成討論ございますか。

[発言する者なし]

次に、反対討論の発言を許します。

8番・竹村仁司議員。

○8番（竹村仁司君）

陳情第3号：最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情について、反対の立場から発言いたします。

陳情の趣旨に対しましては、現在、国・県並びに地方自治体が抱える住民の豊かな生活を守るための諸問題として理解しているつもりでございますが、この陳情におきましては、経済政策から福祉・社会保障の問題、憲法擁護から脱原発・エネルギー政策に至るまで、広範囲の陳情となっております。

ここまで多岐にわたる内容を一括して意見書、要望書としての提出を求めることに疑問を持

つとともに、自治体として責任が持てないと言わざるを得ません。

1点具体的に申し述べますと、臨時・非常勤職員等の賃金を時間額1,000円以上、日額7,500円以上、月額16万円以上の最低賃金を全国一律に引き上げよとの陳情であります。このことを実施した場合、経営の苦しい中小企業の人員削減をさらに加速させるものとなります。

長引く不況の中で企業が選んだ選択肢に人件費の抑制があります。正職員の採用を抑制し、人員を減らす一方、不足した労働力をアルバイトやパート、契約社員の割合をふやすという企業側の生き残りをかけた苦肉の策で雇用体制を保ってきました。事業所は大手だけではありません。むしろ日本の経済を支えているのは、中小零細と言われる小規模事業者、また地域の個人事業者や個人者であります。

陳情では、最低賃金引き上げの項目の6番で、自治体内の事業所に対して、非正規、派遣切り、リストラなどを実施しないよう要請してくださいとありますが、これは最低賃金の引き上げによりますます助長される人件費の増大を考えると、矛盾した話となっております。

これらのことを踏まえ、地方分権が叫ばれる中、責任ある自治体として、この陳情第3号には反対いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第3号を採決いたします。

陳情第3号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第3号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から所管事務について、会議規則第102条の規定により、閉会中に継続調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔発言する者なし〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

**○市長（八木忠男君）**

閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

6月1日から本日まで、それぞれの提案をさせていただきました。御審議をいただき、御決定をいただきましてありがとうございました。

本日発議の議員の皆さんの倫理条例、まさに私どもも今、市の基本条例を御協議、準備させていただいております。そんなことで、この中にもありましたが、利己主義でなく全体の奉仕者という言葉が使われておりますし、まさに私どもの立場も市民全体の奉仕者ということであります。一層市民の皆さんの負託にこたえていただくべく、一層信頼も重ねていただけるものと、そんなことを感じました。

また、来月からは多くの事業を計画しております。蓮見の会から始まりまして、津島天王祭り、そして納涼祭り、あるいは防災訓練など、7月、8月にまた多くの内容を計画しておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

今回の質問の中にも巡回バスの運転手さんの話がありました。まさにみずから受けとめながら、高齢者として運転させるのはどうかということでもありますので、年を重ねていきますと、市政も運転をするのにももちろん健康のことも問われましたし、そんなことを感じました。そして特定健診の件、これも委員会で受診率が少ないんじゃないかと、そんなことも問われたところであります。

実はきのう、ある方が急逝されまして、あさって式でありますけれども、ほんの一週間前、自分の車と一緒に乗っていただいた方でした。商工会の役員さんとかいろいろしておっていただく方でしたので、本当に急逝でした。特定健診のことじゃありませんが、議員の皆さんもこの特定健診、100%していただいて、また市民の皆さんのお手本になっていただけたら幸いです。

時節柄、暑くなってまいりますので、どうぞ健康に御留意をいただいて、御活躍いただきますようにお祈りをして、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（加賀 博君）**

これにて平成24年6月愛西市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前10時37分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

加賀博

会議録署名議員  
第24番議員

中村文子

会議録署名議員  
第1番議員

大野則男